

資料 1

「石狩市下水道事業経営戦略の改訂について」に寄せられた意見 と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和6年9月20日（金）から令和6年10月21日（月）まで

【担当部局】 水道部下水道課

【意見提出者】 1人

【意見件数】 1件

【意見への対応】	採用	意見に基づき原案を修正するもの	0件
	不採用	意見を原案に反映しないもの	0件
	記載済	既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参考	原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	その他	ご質問・ご意見として伺うもの	1件

【意見の検討経過】 令和6年10月22日～10月24日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
令和6年10月24日 広聴・市民生活課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「石狩市下水道事業経営戦略の改訂について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	水道料金が高すぎる。札幌市から転入したが、料金の高さに驚いた。石狩市の水道料金が高いことは認識していたが、これ程まで高いとは思っていなかった。水道料金が高いので、石狩市への転居も迷っていた。札幌市と同程度ではなくても、一般家庭の家計を考慮した料金にしたほうが転入先の候補になりやすくなるのではないかな。また、転入者の増加により税収の増加が期待できるのではないかな。 水道料金が高いことに加え交通の便が悪いのでは石狩市への転入者増加は期待できないのではないかな。 石狩市に住んで良いところだと思っている。 水道料金の改定、公共交通機関の充実を図ることにより一層住みやすくなると思う。	その他	北海道内 35 市中、水道料金は 18 番目、下水道使用料は 7 番目、上下水道合わせた料金は 13 番目に低い水準となっています。（家庭用口径 13 ミリで 1 箇月 20 m³使用した場合） 水道事業及び下水道事業は、地方公営企業として、「独立採算の原則」（地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項）に基づき、経営主体ごとに料金（使用料）を算定しております。そのため、人口規模の違いによる管路や処理施設などの規模、処理する水量の違いにより、必要な経費が異なるため、ご負担いただく料金（使用料）についても事業体ごとに異なるものと考えております。 経営戦略の投資・財政計画（収支計画）における下水道使用料収入については、下水道事業を今後も持続していくために必要な金額を見込んでおり、令和 10 年度までは使用料改定を行わないこととしております。